第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

大阪府　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541―8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500

広島県　広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155

福岡県　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（472）4474

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第29回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成28年７月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日

⑴　筆記試験　平成29年１月29日（日曜日）

⑵　実技試験　平成29年３月５日（日曜日）

２　試験地

⑴　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　実技試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目

⑴　筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立　人間関係とコミュニケーション　社会の理解

領域：介護

介護の基本　コミュニケーション技術　生活支援技術　介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解　認知症の理解　障害の理解　こころとからだのしくみ

領域：医療的ケア

医療的ケア

総合問題（４領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

⑵　実技試験　介護等に関する専門的技能

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　身体に障害のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「ＥＰＡ介護福祉士候補者」という。）については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

ウ　外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布する。

⑵　筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

⑶　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。

⑷　次に該当する者は、実技試験を免除する。

ア　５の⑴、⑵のア又は⑷に掲げる者

イ　平成26年４月１日から平成28年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第４項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

⑸　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。

５　受験資格

⑴　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（平成29年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、法第40条第２項第２号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（平成28年12月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者（障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第26項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法